平成２６年（フ）第２３号
山形県東田川郡庄内町清川字上川原10番地、前住所山形県東田川郡立川町大字狩川字山居22番地
破産者　齋藤　一夫
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５０号
山形県酒田市富士見町１丁目５番地の１　市営富士見町第１アパート２号
破産者　高橋美智子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第５４号
山形県東田川郡庄内町清川字上川原10番地
破産者　齋藤　花子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２８８号
群馬県前橋市西片貝町４丁目13番地19
破産者　岩野　克巳
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０３号
さいたま市中央区大字下落合1711番地　ＣＭ21―1802号
破産者　永田　幸弘
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
相模原市南区大野台７丁目14番29号
破産者　小澤みどり
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６９号
長野県松本市大字入山辺字美ヶ原王ヶ頭8964、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1922番地７
破産者　賴田　博文
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５２１号
大阪市福島区福島３丁目６番９―301号、前住所兵庫県三田市つつじが丘北４丁目１番地１
破産者　園田　芳男
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０９号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番５棟501号、開始決定時大阪府八尾市渋川町３丁目６番５号
破産者　村川　政則
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７５号
浜松市中区富吉町１―３　メゾン・ド・エクセレンスⅡ105号室、開始決定時大阪府枚方市磯島茶屋町16―９　メゾンコスモ御殿山301号
破産者　横田　英昭
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８３号
大阪府守口市小春町７番１―102号、開始決定時の住所大阪府守口市八雲西町１丁目９番３号
破産者　山本　弘子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７６号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８―1002
破産者　下村　敏英
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８５２号
大阪府八尾市旭ケ丘２丁目39番地の２、開始決定時大阪府東大阪市玉串元町１丁目11番17号
破産者　福田　惠造
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０３号
大阪府寝屋川市高柳５丁目30番８号
破産者　昭建設計こと　井上　昭夫
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７１号
大阪府寝屋川市錦町18番17号
破産者　榊原　規夫
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３７号
大阪府高槻市宮田町２丁目28番10号
破産者　米山　勝久
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２９８号
大阪府東大阪市衣摺２丁目15番21号　105号
破産者　古閑　潔子
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３８号
大阪府吹田市垂水町３丁目35番25号
破産者　神谷　　攻
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部